

# 豊橋市の事業所

平成18年事業所・企業統計調査結果報告書

豊 橋 市



## はじめに

事業所・企業統計調査は統計法に基づく指定統計調査（指定統計第2号）で、農林漁家を除く全国のすべての事業所を対象とし、事業所及び企業の産業、従業者規模などの基本的構造を明らかにすることを目的としています。昭和22年の第1回調査から数えて、今回が第20回目に当たります。

この報告書は平成18年10月1日現在で実施された事業所・企業統計調査を産業別、小学校区別などに集計したものです。本市の事業所の分類、分布などをご覧いただき、産業及び経済の基盤となる事業所の状況を知っていただくための基礎資料として幅広くご利用いただければ幸いです。

なお、この調査の実施にあたり、格別のご協力を賜りました事業所をはじめ、関係各位に対し厚く御礼申し上げますとともに、今後ともより一層のご協力をお願い申し上げます。

平成20年3月

豊橋市長 早川 勝

## 豊橋市民愛市憲章

わたくしたち豊橋市民は

1. 心をあわせ美しい町をつくりましょう
1. よく働き豊かな町をつくりましょう
1. 愛情をもちあたたかい町をつくりましょう
1. きまりを守り明るい町をつくりましょう
1. 教養をたかめ文化の町をつくりましょう

## 平和・交流・共生の都市宣言

私たちのまち豊橋市は、市民自治の精神に立ち、人や地域、世界の国々とのつながりを大切に、“すべての人とともに生きる”、気概と誇りをもったまちづくりを進めています。

市制100周年を機に、私たちは、先人の英知と情熱の歴史を受け継ぎ、核の脅威のない真の恒久平和と世界の持続的な発展に貢献するため、広い分野にわたる交流と国際協力の取組みに努めます。

また、多様な文化や生活・習慣への理解を深め、自らの役割と責任を自覚するなかで、互いに信頼し尊重しあう心を持ち、人が輝き安心して生活できる地域づくりに取り組みます。

心豊かで笑顔あふれる豊橋を次の世代に引き継ぐため、私たち豊橋市民は、一人ひとりが、未来への夢と高い志を持ち、“世界に開かれ、世界に友人をもつ豊橋”、“平和を希求する豊橋”をめざすことを決意し、ここに「平和・交流・共生の都市」を宣言します。

平成18年12月18日

愛知県豊橋市

# 目 次

利用者のために	1
調査結果の概要	
1 あらまし	3
2 産業大分類別	4
3 小学校区別	6
4 経営組織別	9
5 本所・支所別	11
6 開設時期別	12
7 従業者規模別	13
統計表	
第1表 産業中分類別経営組織別事業所数及び従業者数	17
第2表 産業中分類別本所・支所別事業所数及び従業者数	21
第3表 産業中分類別事業所の開設時期別事業所数	23
第4表 産業中分類別事業所の従業者規模別事業所数及び従業者数	27
第5表 小学校区別経営組織別事業所数及び従業者数	31
第6表 小学校区別本所・支所別事業所数及び従業者数	33
第7表 小学校区別事業所の開設時期別事業所数	34
第8表 小学校区別事業所の従業者規模別事業所数及び従業者数	35
第9表 小学校区別産業大分類別事業所数及び従業者数	37
調査票様式	41

# 利用者のために

## 1 調査の概要

### (1) 調査の目的

事業所及び企業の活動の状態を調査し、事業所及び企業に関する基礎資料並びに各種統計調査実施のための事業所及び企業の名簿を得ることを目的としています。

### (2) 法的根拠

統計法（昭和22年法律第18号）に基づく指定統計第2号であり、事業所・企業統計調査規則（昭和56年総理府令第26号）により実施されます。

### (3) 調査日

平成18年10月1日現在

### (4) 調査の対象

調査日現在で国内に所在するすべての事業所が調査対象となります。ただし、次の事業所は調査対象から除かれます。

- ① 日本標準産業分類（平成14年総務省告示第139号）の「大分類A－農業」、「大分類B－林業」及び「大分類C－漁業」に属する個人経営の事業所
- ② 日本標準産業分類の「中分類83－その他の生活関連サービス業（小分類832家事サービス業に限る）」及び「中分類94－外国公務」に属する事業所

### (5) 調査の方法

国及び地方公共団体の事業所以外の事業所（民営事業所）については甲調査票、国及び地方公共団体の事業所については乙調査票での自計申告方式によって実施されます。

## 2 用語の解説

### (1) 事業所

- ① 経済活動の場所ごとの単位で、原則として次の要件を備えているものをいいます。
  - ア 経済活動が単一の経営主体のもとで一定の場所を占めて行われている。
  - イ 物の生産や販売、サービスの提供が従業者と設備を有し、継続的に行われている。
- ② 同一経営者が異なる場所で事業を営んでいる場合、それぞれの場所ごとに事業所とします。
- ③ 一区画で異なる経営者が事業を営んでいる場合、経営者ごとに事業所とします。

### (2) 従業者

調査日現在、その事業所に所属して働いているすべての人をいい、別経営の事業所へ派遣している人も含まれます。また、別経営の事業所から派遣されているなど、その事業所から賃金・給与を支給されていない人は含みません。

なお、個人経営の事業所の家族従業者は、賃金・給与を支給されていなくても従業者とします。

- (3) 外国の会社  
外国で設立された法人やその他の外国の団体で、会社と同種のもの又は会社に類似するものの支店、営業所などのうち、会社法の規程により日本に営業所などの所在地を登記したものをいいます。
- (4) 独立行政法人等  
独立行政法人、地方独立行政法人、国立大学法人、大学共同利用機関法人及び日本郵政公社をいいます。
- (5) その他の法人  
特殊法人、認可法人、財団法人、社団法人、学校法人、社会福祉法人、宗教法人、医療法人、労働組合（法人格を持つもの）、農（漁）業協同組合、事業協同組合、国民健康保険組合、共済組合、信用金庫など、法人格を持っているもののうち、会社及び独立行政法人等以外の法人をいいます。
- (6) 法人でない団体  
協議会、後援会、同窓会、労働組合（法人格を持たないもの）など、団体であるが法人格を持たないものをいいます。
- (7) 単独事業所  
他の場所に同一経営の本所（本社・本店）や支所（支社・支店）を持たない事業所をいいます。
- (8) 本所（本社・本店）  
他の場所に同一経営の支所（支社・支店）があり、それらのすべてを統括している事業所をいいます。
- (9) 支所（支社・支店）  
他の場所にある本所（本社・本店）の統括を受けている事業所をいいます。上位の事業所の統括を受ける一方で、下位の事業所を統括している中間的な事業所も含まれます。
- (10) 開設時期  
事業所が現在の場所で事業を始めた時期をいいます。
- (11) 小学校区  
豊橋市立小・中学校の通学区域（平成18年教育委員会告示第18号）によります。

### 3 利用上の注意

- (1) この報告書は民営事業所（甲調査）のみを集計したもので、国及び地方公共団体の事業所（乙調査）は含みません。
- (2) この報告書は本市が独自に集計したものであり、愛知県及び総務省が公表する数値と相違する場合があります。
- (3) 構成比については端数を四捨五入したため、総数とその内訳の合計とが一致しない場合があります。
- (4) 統計表中の記号等については、次のとおりです。
- 「－」 皆無
  - 「0」 単位未満
  - 「△」 負数
  - 「…」 資料なし又は不詳